

地方創生の推進に関する決議

我が国の人口減少、少子化に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持していくことは地域にとっても国全体にとっても極めて重要な課題である。

そのため、国と地方が一致協力してこの課題に立ち向かう必要があり、地方議会としてもそれぞれの地域において執行機関と連携し、その課題解決に向けて役割を果たしていく決意である。

このようなことから、国においては、地方創生の推進を図るため、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用できる包括的な交付金を大胆な規模で設けること。
- 2 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。
- 3 その他、まち・ひと・しごと創生に関する長期ビジョンの策定など国の施策推進に当たっては、地方の意見の反映に努めるとともに、地方創生を推進する上で支障となる法令や制度等について柔軟に見直すこと。

以上決議する。

平成26年11月5日

全国市議会議長会